

企業の存続能力に疑義がある場合の監査人の対応

—アメリカの金融機関の事例分析より—

坂 柳 明

I 企業の存続能力に疑義がある場合の 監査人の選択的対応

近年企業の存続能力に疑義がある場合の監査人の対応を巡る議論が活発になされている¹⁾が、監査人の対応と被監査企業の財政状態との間にどのような相関性があるのかについては、十分明らかにはされていない。企業の存続能力に疑義がある場合の対応に関して監査人にいくつかの選択肢がある場合、それらの対応は監査人の注目する状況の違いを反映して決定されているのだろうか。それとも、監査人の注目する状況は同じであるが、監査人の側の主体的な要因によって、その対応が決定されているのだろうか。

前者だとすれば、監査人の責任範囲を明らかにするために、上記の相関性を明確にしておく必要がある。一方、後者だとすれば、利害関係者はその監査人の主観的な意図を理解するのが困難であろう。この場合には、監査人の対応をそもそも複数認める必要があるのかという議論が出てくる。

現行のアメリカの監査基準書第59号(SAS 59)は、「もし、識別された状況や事象及び経営計画を考慮した後に、合理的期間に渡ってその企業がゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義がある、と監査人が結論づけた場合には、その結論を反映するための(意見区分の次の)説明区分を監査報告書に設けるべきである」と述べている(12項)。しかしその一方で、SAS 59は「本基準書は、未確定事項(uncertainties)が問題となるケースにおいて、監査人が意見を表明しないことを妨げるものではない」(脚注4)と述べ、未確定事項の存在を理由に意見差控を選択する余地も認めている。

このようにSAS 59は、企業の存続能力に疑義がある場合に、財務諸表の適正性についての「意見表明」に企業の存続能力に重大な疑義がある旨を記した「説明区分」を加える対応(以下、「意見表明+説明区分」とする)と「意見差控」の2つを監査人に認めている。しかし、具体的にどのような場合に「意見差

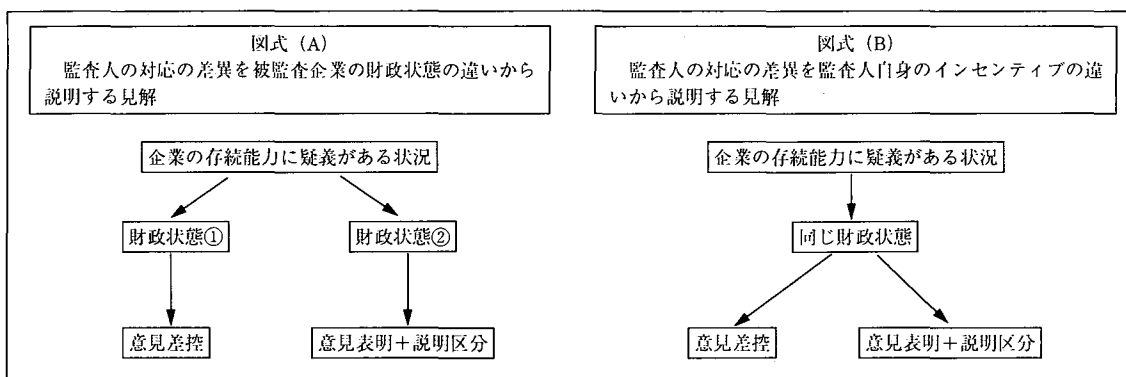
控」を選択するのか、あるいは「意見表明+説明区分」を選択するのかについては詳しく記されていない。

また、監査人の対応選択の問題について、文献上では次のことが言われてきた。1つは、その企業の客観的な状況に注目して監査人がその対応を選択するという考え方(A)である。もう1つは、その企業の客観的な状況とは別に、監査人の側のインセンティブがその対応決定に影響を及ぼすという考え方(B)である。(A)については、様々な財務比率に監査人が注目しているのではないかということが言われてきた²⁾。また、企業の存続能力に疑義がある状況において、財政状態の悪化(弱さ)の程度を問題にし、財政状態があまりに弱い(weak)ために財務諸表が実質的に無意味になる(virtually meaningless)企業に対して、意見差控が用いられるという考え方が示されている³⁾。一方、(B)については、監査人がクライアントの維持のために意見表明+説明区分を、そして訴訟リスク回避のために意見差控をそれぞれ選択する動機があるという考え方が示されている⁴⁾。

本稿の目的は、こうした(A)と(B)の2つの考え方を踏まえた上で⁵⁾、企業の存続能力に疑義がある場合の対応を選択するにあたって、監査人の注目する状況(要因)が同じであるのか、それとも異なるのかを確かめることにある⁶⁾。そして、もし異なるのであれば、それぞれの状況が具体的にどのように表されるのかについても同時に検討する。これらの問題を考察するにあたって、本稿ではアメリカの金融機関に焦点を当て、監査人の対応としてはSAS 59の「意見差控」と「意見表明+説明区分」の2つを取り上げる([表1]を参照)。

実際、「意見差控」や「意見表明+説明区分」がなされたいくつかの金融機関は、決算日からごく短期間のうちに、「規制当局による管財人(receiver)や財産保全人(conservator)の指名がなされた」という意味で「存続中止」に至った⁷⁾。こうした「存続中止」前の、企業の存続能力に疑義がある段階で、監査人がどのような要因に注目してその対応を選択しているの

[表1]



かを確かめることは、存続能力に疑義のある企業の監査のあり方を検討する上で有益な資料となるであろう。

Ⅱ節では、SAS 59 が制定された後の 1989 年に制定された「金融機関改革・救済・強制執行法 (Financial Institutions Reform, Recovery, and Enforcement Act of 1989 (FIRREA))」による自己資本比率規制の枠組みを簡単に説明する。Ⅲ節では、1989 年度から 1997 年度までのアメリカの金融機関の監査人が、「意見差控」を選択するにあたって注目した状況と、「意見表明+説明区分」を選択するにあたって注目した状況の異同を整理し、そこから得られた知見をまとめることにする。そして最後のⅣ節では、本稿のまとめと残された課題を示す。

Ⅱ アメリカにおける金融機関の「倒産」と自己資本比率規制の枠組み

まず、本稿の分析に必要な範囲で 1989 年 8 月に制定された FIRREA の自己資本比率規制の枠組みを示すことにする。

FIRREA は 3 つの規制資本要求—コア資本 (core capital) 要求, 有形資本 (tangible capital) 要求, そしてリスクベース資本 (risk-based capital) 要求—を金融機関に課している。コア資本の主な構成要素は、普通株の株主持分 (利益剰余金を含む), 連結子会社の少数株主持分, 規制上の営業権, 購入したモーゲージ・サービス提供権等の無形資産である。また、有形資本は、コア資本にある種の引出不能預金等を加え、購入したモーゲージ・サービス提供権を除く全ての無形資産と、国法銀行に認められていない事業を行う子会社への債券, 株式投資を引いたものである。そしてリスクベース資本は、コア資本に貸出金やリース債権に対する貸倒引当金や永久劣後債などの永久資本証券

を構成要素とする補完的項目を加えたものである⁸⁾。

一方、「コア資本比率」とは調整された総資産に対するコア資本の比率であり、「有形資本比率」とは調整された総資産に対する有形資本の比率である⁹⁾。FIRREA のもとでは、コア資本比率を 3.0% 以上、有形資本比率を 1.5% 以上に保つことが要求されている。一方「リスクベース資本比率」とは、リスクウエイト資産に対するリスクベース資本の比率であり、6.4%, 7.2% といった水準以上に保つことが要求されている¹⁰⁾。

また、著しい資本不足がある場合には、金融機関の規制当局である貯蓄金融機関監督局 (Office of Thrift Supervision (OTS)) の長官によって、財産保全人あるいは管財人が指名される可能性がある¹¹⁾ ため、規制自己資本比率要求を満たすかどうかはその金融機関の存続可能性を左右する重要な問題である。また、「貯蓄金融機関のゴーイングコンサーンとしての存続能力を監査人が評価するにあたって、最も重要な考慮事項の 1 つは、貯蓄金融機関が規制資本要求に従っているかどうかである」(AICPA (1992, 203)) とされている。

一方 SAS 59 では、「資産を処分する計画」や「支払いの減免や延期についての計画」がある場合には、それを監査人が考慮することを求めている (7 項)。本稿で取り扱う金融機関についても、その存続能力に不利な影響を与える要因を緩和する事項が何か考えられるだろうか。

自己資本基準を 1 つでも満たしていない貯蓄組合 (savings association) は、その資本規制の公布から (あるいはその貯蓄組合が資本基準を満たさなくなった日から) 60 日以内に、OTS のその地区の長官 (the District Director) に資本増強計画 (capital plan) を

提出する、とされている。ここでの「資本増強計画」とは、貯蓄組合が自己資本基準を達成するために資本を増加させる方法等を示した計画のことを指す。また、資本増強計画は四半期ベースで作成されるべきであり、貯蓄組合が遅くとも1994年12月31日までに自己資本基準を達成できることを示すべきだ、とされている。また、OTSのその地区の長官は、資本増強計画を承認あるいは却下する権限を持っている¹²⁾。

将来その金融機関が実際に資本増強計画を達成できるかどうかは不確定であるものの、OTSが資本増強計画を承認したことは、少なくとも承認時点でその金融機関に対する管財人や財産保全人の指名をOTSが猶予したと捉えることができる。そして、管財人や財産保全人の指名が猶予されたことを前提として、その金融機関には自らが立てた資本増強計画に従って資本の水準を回復する機会が与えられることになる。その意味で、資本増強計画の承認はその金融機関にとって「良いニュース」と言えるだろう。反対に、資本増強計画が承認されていなければ、そうした「良いニュースはない」ということになる。

こうした①規制自己資本比率の状況や、②資本増強計画の承認の有無は、規制当局が管財人や財産保全人を指名するかどうかを判断する上で考慮する指標だと考えることができる。そうだとすると、監査人もこうした金融機関の「財政状態」に注目して、規制当局が管財人や財産保全人を指名する可能性を判断すると考えられる。監査人の注目する状況はいくつかあるにもかかわらず、この①、②の状況を検討するのは、金融機関の存続能力に不利な影響を与える要因と、その不利な影響を緩和する要因をこの2つの指標が代表しているからである。その上で、Ⅲ節ではこの①、②の観点から意見差控及び意見表明+説明区分の選択された状況が同じであるかどうかを検討し、サンプルとして選ばれた金融機関の監査人の対応が[表1]で示した図式(A)で説明できるのか、それとも図式(B)の形で説明できるのかについて考察する。

Ⅲ 金融倒産の事例分析—監査人が注目する状況の違い

Ⅲ-1 サンプルの選択

Ⅲ-1ではアメリカの金融機関を題材にして、規制自己資本比率の状況と資本増強計画の承認の有無、そして監査人の対応を示す。サンプルは以下のステップを経て抽出された。

[ステップ1]: まず、規制自己資本比率の状況と監

査人の対応を確かめるために、1990年版 *SEC ONLINE* (1990年1月1日以降に決算日を迎える会社のForm 10-K等を収録している) から1997年10月版の *SEC ONLINE* を用いて、①FIRREA, ②CORE, ③TANGIBLE, ④RISK-BASED, ⑤OPINION, ⑥OTSの6つの用語で検索したところ、ヒットしたサンプルは延べ461社であった¹³⁾。このサンプルの中には無限定意見が表明されているケース等が含まれている¹⁴⁾。

[ステップ2]: 本稿では企業の存続能力に疑義がある場合の意見表明+説明区分及び意見差控を問題にしているため、それ以外の対応がなされているサンプルを除く必要がある。その際、「何がSAS 59の企業の存続能力に疑義がある場合の意見差控、あるいは意見表明+説明区分であるのか」が問題となる。本稿では「～のゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている」という表現が監査報告書上でなされているかどうかを基準とした。これは、SAS 59, 13項に示されている文例に従ったものである。そこで、[ステップ1]の検索用語にさらに⑦substantial doubt*を追加して検索を行った¹⁵⁾。その結果サンプルは全部で62社となった。

[ステップ3]: しかし、[ステップ2]を経ても、本稿で問題にしている意見差控や意見表明+説明区分のケースが手に入るとは限らない。「監査報告書上で意見差控や意見表明+説明区分がなされている」ケースは、[ステップ2]までの用語検索によって検索できるが、意見差控や意見表明+説明区分がなされていないケースでも、この方法によって検索されてしまう可能性があるからである。そのため、この62社の監査報告書を1つずつ調査する必要がある。

調査の結果、この62社の中には金融持株会社のケースも含まれていた。それは、その子会社の規制自己資本比率の状況に起因して、その親会社である金融持株会社の存続能力に疑義が生じているケースである。しかし、金融持株会社それ自体の規制自己資本比率の状況及び資本増強計画の承認の有無が監査報告書上で問題とされていないのであれば、これらのケースはサンプルから除く必要がある¹⁶⁾。ここで1つ興味深いケースがあった。それは、First Federal Bancorp, Inc. (以下、「First Federal社」とする)のケースである。その監査報告書には次のように記されている。

「添付された連結財務諸表は、会社がゴーイングコンサーンとして存続することを前提に作成されている。連結財務諸表の脚注24に示されているように、1989年金融機関改革・救済・強制執行法(FIRREA)

は、1989年8月9日に制定された。他の規定の中でもFIRREAは、1989年12月7日時点で会社を含む貯蓄金融機関に新しい資本要求を課している。

脚注21と24にさらに詳しく示されているように、会社の資本の水準はFIRREAによって要求されている水準を下回っている。この状況は、会社のゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。会社のゴーイングコンサーンとしての存続能力は、多くの要因に依存しており、そのうちの1つはその資本増強計画の受理を含めた規制上の行為である。…]

ここでの「会社」とはFirst Federal社のことを指し、Form 10-K中では特に断りのない限り、「会社」という表現の中にその子会社であるFirst Federal Savings Bank and Trust (以下、「First Federal Savings社」とする)及びFirst Federal Savings社の子会社も含めている (source page 2)。一方、First Federal社の連結財務諸表の脚注21や24では「会社の規制自己資本比率や資本増強計画」は示されておらず、会社の子会社であるFirst Federal Savings社の規制自己資本比率と資本増強計画のことについてしか言及されていない。ところが、上に示した監査報告書では「First Federal Savings社の資本の水準あるいは資本増強計画」という表現は見られず、「会社の資本の水準」や「その資本増強計画」という表現が見られるだけである。こうした一連の記述に示されている状況では、「First Federal社の規制自己資本比率と資本増強計画」は、近似的にその子会社である「First Federal Savings社の規制自己資本比率と資本増強計画」を指していると考えて大きな誤りはないだろう。従って、First Federal社はサンプルに含めることにする。また、First Federal社のようなケースとして、もう1つOld Stone Corporation (1991年度)があったので、このケースもサンプルに加えることになる。[ステップ2~3]を経た段階で、サンプルは全部で13社となった。

[ステップ4]: SEC ONLINEでは、原則として1989年中に決算日を迎える会社を検索できないが、例外的に1990年度のForm 10-Kからその会社の1989年度の監査報告書を入手できる場合がある。そこで、[ステップ2]までに選ばれた62社の中の、1990年版SEC ONLINEで検索された28社のうちで、規制自己資本比率の状況に起因して企業の存続能力に疑義がある場合の意見差控あるいは意見表明+説明区分がなされたケースがあるかどうかを調査した。その結果、Great American Bank, FSB (以下、「Great社」とする)の

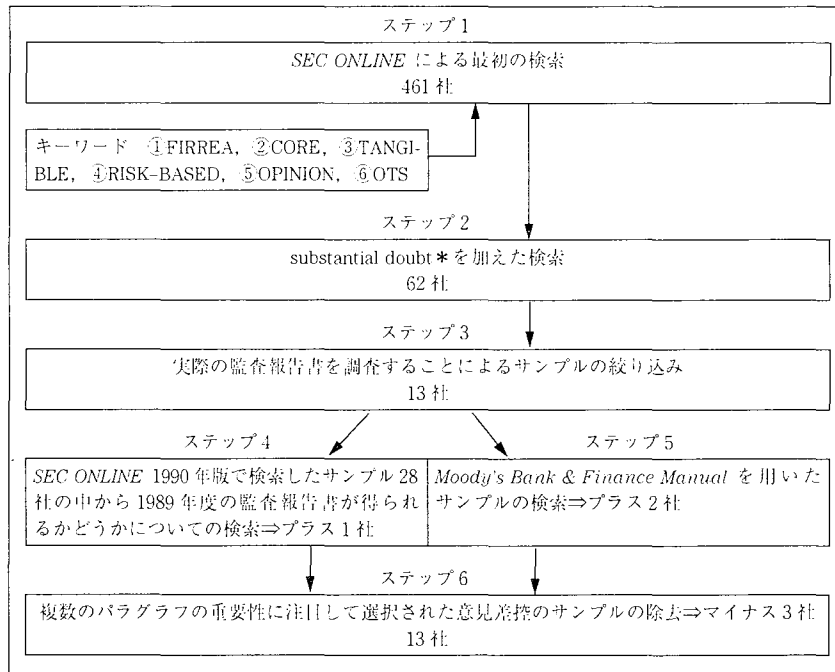
1989年度の監査報告書が1990年度の同社のForm 10-Kから入手できた。この時点でサンプルは14社になった。

[ステップ5]: [ステップ4]のような例外はあるものの、SEC ONLINEでは、基本的に1989年中に決算日を迎える会社を検索できない。また、1990年1月1日以降に決算日を迎える会社の中にも、SEC ONLINEでは発見できない会社が存在する可能性がある。そうした会社を調査するため、本稿ではMoody's Bank & Finance ManualのVol.1のBANKS AND TRUST COMPANIESのStandard Coverage Section One (1990年版については、BANKS AND TRUST COMPANIESのStandard Coverage Section及びSAVINGS & LOAN ASSOCIATIONS)を1ページずつ調査した。調査対象が1989年から1997年中に決算を迎える会社であるため、調査したMoody's Bank & Finance Manualは1990年版から1998年版までである。

その結果、監査報告書の一部が入手できた会社は430社であったが、[ステップ3]までの基準を満たしたのは、Germania Bank, FSB (以下、「Germania社」とする) (1989年度)とAmeriFirst Bank, FSB (以下、「AmeriFirst社」とする) (1989年度)の2社であった。このうち、Germania社の事項が掲載されているMoody's Bank & Finance Manual 1990年版 p.2754では、監査報告書上で監査人が3つの規制自己資本比率の具体的な数値を参照している (つまり、財務諸表の脚注が入手できなくても、監査人が具体的な規制自己資本比率の状況に注目していたことがわかる)。さらに、「上に示した未確定事項の重要性のために、我々は1989年の連結財務諸表についての意見を表明できないし、表明しない」という文言を示したパラグラフが記載されている。従って、Germania社の監査人の対応は意見差控であったことがわかる。

また、AmeriFirst社の事項が記載されているMoody's Bank & Finance Manualの1990年版 p.1717にある監査報告書の記載から、同社の監査人が有形資本比率とリスクベース資本比率に注目していたことがわかった。一方、監査報告書で参照されている連結財務諸表の脚注1が現時点で入手できていないため、監査人がコア資本比率に注目していたかどうかはわからない。しかし、SEC ONLINEで調査したAmeriFirst社の1990年度Form 10-Kのsource page 47により、コア資本比率が有形資本比率と同様1.74%だったことは確認している。コア資本比率に監査人が注目していたかどうかは確定的ではないものの、参考

[表2]



までにAmeriFirst社のケースはサンプルに含めることとする。[ステップ5]まででサンプルは16社となった。

[ステップ6]: また、意見差控については、その金融機関の存続を困難にする要因について記述しているパラグラフの他にも別のパラグラフ(例えば、抱えている係争事件の帰結が決定できない旨を述べたパラグラフ)が記載され、その両パラグラフの潜在的な重要性に注目して意見差控がなされる場合がある。その場合、その存続困難要因単独でも意見差控が選択されることになったのかどうかについては、監査報告書を見ただけでは判断できない。従って、複数のパラグラフに示されている項目の潜在的な重要性を考慮した上で意見差控がなされているケースでは、「企業の存続能力に疑義がある場合の意見差控」がなされていたのかどうかはわからない。その存続困難要因だけを考慮すれば、意見表明+説明区分がなされていた可能性があるからである。従って、そうしたケースはサンプルから除く必要がある。このケースは全部で3社あった(AmeriFirst社(1990年度)、Florida Federal Savings Bank(1990年度)、Valley Federal Savings & Loan Association(1990年度))。この3社を除くと、サンプルは13社となった。

以下の[表2]に、サンプル選択の過程をまとめて示す。また、この13社の決算日時点の規制自己資本比率、資本増強計画の承認の有無、そして監査人の監査報告書上での対応を[表3]に示す。なお、[表3]の括弧内は規制自己資本比率の最低資本要求水準を表している。

一方、資本増強計画については、(1)OTSによる承認が得られたケース、(2)「却下」されたケース¹⁾、(3)承認は得られてはいないが、却下もされていない「未定」のケースがある。本稿では、承認があったことが「良いニュース」を意味すると考えているが、「却下」と「未定」のケースは、少なくとも監査人の対応決定時点で「良いニュースがない」ことを意味する。しかし「未定」のケースは、今後資本増強計画が承認される可能性もあり、却下される可能性もある不確実な状況である。そこで[表3]では、資本増強計画の承認が得られていない場合のそのタイプについて示すことにする。また、その金融機関の存続能力に与える影響度の評価という点から見て、監査人はその対応決定時点に時間的に近い方の事実を重要視するという想定を置く。本稿ではこの想定のもとで、いくつか提出された資本増強計画のうちで、時間的に最も後に提出された資本増強計画を問題にする。

[表3] [金融機関の財政状態と監査人の対応との関係]—①

社名	コア資本比率	有形資本比率	リスクベ-ース資本比率	監査人の対応決定時点での直近の資本増強計画の承認状況(良いニュースの有無)	監査報告書上での監査人の対応
1. CrossLand Savings,FSB (決算日 1990.12.31) (※1)	-1.67 (3.00)	-3.17 (1.50)	-1.71 (7.20)	承認あり	①
2. Great American Bank, FSB (決算日 1989.12.31)	1.50 (3.00)	0.55 (1.50)	3.24 (6.40)	承認あり	①
3. Great American Bank, FSB (決算日 1990.12.31)	1.13 (3.00)	0.37 (1.50)	2.74 (7.20)	承認あり	①
4. AmeriFirst Bank, FSB (決算日 1989.9.30)	1.74 (3.00)	1.74 (1.50)	3.22 (6.40)	未定	① (※2)
5. Landmark Savings Association (決算日 1990.12.31)	2.94 (3.00)	1.18 (1.50)	5.77 (7.20)	未定	①
6. Landmark Savings Association (決算日 1991.12.31)	3.39 (3.00)	1.70 (1.50)	7.03 (7.20)	却下	①
7. American Savings & Loan Association of Florida (決算日 1990.12.31)	2.04 (3.00)	0.26 (1.50)	5.42 (7.67)	未定	①
8. Old Stone Corporation (決算日 1991.12.31)	2.5 (3.0)	2.4 (1.5)	4.1 (7.2)	未定	①
9. Anchor Savings Bank, FSB (決算日 1990.6.30)	-0.20(※3) (3.00)	-1.70 (1.50)	-0.45 (6.40)	承認あり	①
10. Homestead Savings, A Federal Savings and Loan Association (決算日 1991.12.31)	-0.5 (3.0)	-0.5 (1.5)	-0.8 (7.2)	承認あり	②
11. Altus Bank, FSB (決算日 1990.12.31)	-0.3 (3.0)	-1.8 (1.5)	-0.6 (7.2)	却下	②
12. Germania Bank, FSB (決算日 1989.12.31)	-0.59 (3.00)	-1.02 (1.50)	-0.61 (6.40)	未定	②
13. First Federal Bancorp, Inc. (決算日 1990.6.30)	0.93 (3.00)	-0.57 (1.50)	2.95 (6.40)	未定	②

意見表明+説明区分:① 意見差控:②

※1:各社の規制自己資本比率は、社名の後の決算日時点のものである。

※2:ただし、意見表明がなされているのは、連結財務諸表の貸借対照表についてのみである。

※3:実際には「規制自己資本比率」ではなく、3つの資本の金額が示されているだけである。しかし、最低資本要求水準を満たした場合の資本の額も同時に示されているので、計算によって規制自己資本比率を求めることができる。

III-2 個別事例の分析

III-2-1 同じ客観的状況のもとで監査人の対応が異なったケース(1)—CrossLand社のケースとHomestead社のケースの比較

まずケース1とケース10、ケース6とケース11という具合に、意見差控がなされた状況と意見表明+説明区分がなされた状況について個別に注目してみよう。その上で、意見差控と意見表明+説明区分をそれぞれ選択するにあたって監査人が注目した状況の違いが見

られるかどうかという点を検討した。その結果注目すべきなのは、①ケース1のCrossLand Savings, FSB(以下、「CrossLand社」とする)とケース10のHomestead Savings, A Federal Savings and Loan Association(以下、「Homestead社」とする)の組み合わせ、及び②ケース9のAnchor Savings Bank, FSB(以下、「Anchor社」とする)とケース10のHomestead社の組み合わせである。これらの組み合わせでは、(1)規制自己資本比率が3つとも要求水準を達成しておらず、

全てマイナスであった点、及び(2)資本増強計画の承認が得られていた点と同じであったにもかかわらず、監査人の対応は異なっていた。監査人にとっての何らかのインセンティブが働いたという説明の他に、監査人がその対応を決定する時点で注目したと推定できる要因に何か違いはあったのだろうか。

まず、CrossLand社の1990年度の監査報告書を見よう。

「添付された連結財務諸表は、CrossLand Savings, FSBがゴーイングコンサーンとして存続することを前提に作成されている。連結財務諸表の脚注2に示されているように、他の規定の中でも1989年金融機関改革・救済・強制執行法(FIRREA)は、CrossLand Savings, FSBを含む貯蓄金融機関に新しい資本要求を課した。連結財務諸表の脚注2にさらに示されているように、CrossLand Savings, FSBは、1990年と1989年の12月31日時点で全ての規制上の最低資本要求を達成していない。1990年12月21日に貯蓄金融機関監督局(OTS)は、CrossLand Savings, FSBに何らかの規制上の制限を課すこと、及びOTSの最低コア資本要求を上回るような、コア資本についての個別の最低資本要求を規定した資本増強指令(capital directive)を出した。CrossLand Savings, FSBは、コア資本についての個別の最低資本要求、即ち中間段階での年次のコア資本目標、及びその他の最低資本要求を1994年12月31日までに達成することを示した資本増強計画を、1991年1月31日にOTSに提出した。…1991年4月1日にOTSは、この資本増強計画を承認した。個別の規制上の最低資本要求を達成できないと、CrossLand Savings, FSBは、規制上の接収を含めたさらなる制裁を課されることになる。この状況は、CrossLand Savings, FSBのゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。…」

次に、Homestead社の1991年度の監査報告書を見よう。

「添付された連結財務諸表は、組合(Homestead社のこと一筆者注)がゴーイングコンサーンとして存続することを前提に作成されている。その財務諸表の脚注1に示されているように、1989年12月31日以来組合は、貯蓄金融機関監督局(OTS)によって規定されている最低資本要求に従っていない。1991年と1990年12月31日時点で、組合の規制上のコア資本、有形資本、そしてリスクベース資本はマイナスであった。1991年8月にOTSは、1992年3月31日までに組合がどのように資本要求を達成する予定であるのか

を示した資本増強計画を承認した。資本増強計画の承認との関係で、組合はOTSと規制監督上の協定(supervisory agreement)〔「協定」とする〕を締結した。〔「協定」の中身は、組合の規模の拡大、貸付・投資活動及び資本の分配の制限である。組合が、そこに記された時点までに資本増強計画に示された規制資本比率を達成していないことによって、〔「協定」〕の不履行が生じることになるであろうし、OTSが即座に組合を管財人の管理下に置くことが可能になるだろう。1991年12月31日時点で組合は、即座に組合を管財人の管理下に置くことを含めた〔「協定」〕の条件のもとでのいくつかの行為をなされた。他の事項の中でも、これらの要因は組合のゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。…

直近の параグラフに示された未確定事項についての潜在的に重要な影響のために、我々は、組合とその子会社の添付された連結財務諸表についての意見を表明できないし、表明しない。」

両社の事実関係の概略については、〔表4〕を参照して頂きたい¹⁸⁾。本稿では、監査報告書に記載されている事項、及び監査報告書で参照されている財務諸表の脚注に示されている事項の中でも、特に規制自己資本比率の状況及び資本増強計画の承認の有無を、監査人が共通に注目する状況として取り上げている。そこで以下では、この2つの要因を取り巻く状況に違いが見られるかという点に注目してみよう。

Homestead社の資本増強計画が承認されたのは、期末以前の1991年度中のことであった。一方、CrossLand社の資本増強計画が承認されたのは期末後の1991年4月1日である。本稿では、「資本増強計画の承認」の事実を、その資本増強計画の期限までは管財人や財産保全人の指名が猶予されているという意味で、「良いニュース」と捉えた。しかし、同じ「良いニュースがある状況」でも、(1)規制自己資本比率要求を達成できていない状況の後に、資本増強計画の承認が得られたCrossLand社のケースと、(2)1991年度中に資本増強計画の承認が得られた後、規制自己資本比率要求が達成されていないHomestead社のケースを「同じ」と捉えてよいのかについては、十分な検討が必要であろう。Homestead社の監査人が参照している財務諸表の脚注1には次のように記されている(Homestead Financial Corporation, 1991年度 Form 10-K, source page H-4, Appendix C, source page C-8)。

「…資本増強計画で考慮されているように、組合は

[表4]

社名	時期	事項
①CrossLand社	1990. 4	資本増強計画の提出
	1990. 8. 21	資本増強計画の却下
	1990. 12. 21	OTSによる資本増強指令
	1990. 12. 31	規制自己資本比率要求未達成
	1991. 1. 31	改訂資本増強計画の提出
	1991. 4. 1	改訂資本増強計画の承認
②Homestead社	1991. 7. 30	OTSとの「協定」の締結
	1991. 8. 6	資本増強計画の承認
	1991. 12. 31	規制自己資本比率要求未達成 資本増強計画の目標水準未達成⇒重大な「協定」違反
	1992. 3. 31	資本増強計画の期限
③Anchor社	1989. 12. 7	規制自己資本比率要求未達成
	1990. 1. 8	資本増強計画の提出
	1990. 4. 19	資本増強計画の承認
	1990. 6. 30	規制自己資本比率要求未達成 資本増強計画の目標水準未達成
④Great社	1989. 12. 31	規制自己資本比率要求未達成
	1990. 4. 13	資本増強計画の承認
	—	資本増強計画の目標水準未達成
	1990. 11. 29	改訂資本増強計画の承認 OTSによる閉鎖命令
	1990. 12. 31	規制自己資本比率要求未達成 資本増強計画の目標水準未達成⇒重大な改訂資本増強計画及び「命令」違反
⑤Landmark社(ケース5)	1989. 12	資本増強計画の提出
	1990. 3	資本増強計画の承認
	1990. 12. 31	規制自己資本比率要求未達成 資本増強計画の目標水準未達成⇒重大な資本増強計画違反
	1991. 2. 27	修正された資本増強計画の提出
⑥Landmark社(ケース6)	1991. 5	修正された資本増強計画の却下
	1991. 6. 26	OTSによる資本増強指令
	1991. 12. 31	リスクベース資本比率要求未達成

1992年3月31日までに規制資本要求を達成することを求められている。その時点で、組合の有形資本比率とコア資本比率が調整された規制上の資産の3.6%、リスクベース資本比率がリスク調整済み資産の8.3%を達成することを資本増強計画は要求している。…1991年12月31日時点で、組合は資本増強計画のタイムスケジュールに従ってその不動産を売却できなかったこと…のために、資本増強計画に概要を示した中間段階での資本比率を達成していなかった。…組合が資本増強計画を首尾よく実行できなかったことによって、以下に示すように、OTSとの規制監督上の「協定」（「協定」とする）の重大な違反が生じている。そのような違反によって、即座に組合を管財人管理のもとに置くことを可能にする規制監督上の「協定」の不履行を、OTSは宣言することができる。他の事項の中でも、これらの要因は組合のゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。…」

まずこの記述からは、1991年12月31日時点のHomestead社の3つの規制自己資本比率の状況が、「資本増強計画に概要を示した中間段階での資本比率を達成していなかった」ということがわかる。問題は、この事実がHomestead社の監査人の対応決定にどのようなインパクトを与えたのかという点である。OTS(1990)のDisclosure Requirementsの中のConditions of Acceptanceには次のように記されている。

「貯蓄組合は、各四半期の終わりの日から20日以内に、実際の資本額と資本増強計画で確立された目標との差異を示す四半期ごとの報告書をその地区の長官に提出することになっている。貯蓄組合がそのような報告書を提出しなかったこと、あるいはその資本増強計画に示された中間段階での目標水準を達成できなかったことは、危険かつ不健全な状態(unsafe and unsound practice)を意味することになる。その地区の長官が重要だと判断した差異は、資本増強計画の承認…を取り消すための根拠となるであろう。」

このようにOTS(1990)では、期中でいったん資本増強計画が承認された場合であっても、計画に示された中間段階での目標水準が達成できない場合が想定されている。目標水準と実績の差異の程度によっては、資本増強計画の承認が取り消される可能性がある。著しい目標水準未達成はその金融機関にとって重大である。また、承認後の規制自己資本比率の状況次第では、承認の実効性が後退し、管財人や財産保全人が指名される可能性が再燃する状況があり得るだろう。そ

の状況では、「資本増強計画の承認があった」という先行事実よりも、「資本増強についての目標水準が達成できなかった」という後発の事実の方が監査人の対応決定に重要な影響を及ぼしている可能性がある。

さらにHomestead社にとって重要なのは、1992年3月31日期限の資本増強計画の中間段階での目標水準を、その3ヶ月前の1991年12月31日時点で達成していなかったという事実が、規制監督上の重大な「協定」違反を生じさせていることである。このような「協定」違反がHomestead社の存続能力に重大な疑義を生じさせる要因であることは、上の財務諸表の脚注1に示されているし、監査報告書の記載はこうした脚注1の記述を受けたものと解釈できる。このように、Homestead社の1991年12月31日時点の規制自己資本比率が目標水準を達成していなかったという事実は、「協定」違反という事実をもたらし、同社の監査人の対応決定に少なからず影響を及ぼしていたと考えることができる。この点に注目すると、Homestead社には「資本増強計画の承認」という意味での「良いニュース」だけではなく、その存続能力に重大な疑義を生じさせる原因となる「資本増強計画の目標水準未達成」という「悪いニュース」もあったということになる。この「悪いニュース」も、金融機関の「財政状態」を表す1つの指標と考えられるだろう¹⁴。

一方CrossLand社には、こうした「悪いニュース」はなかった。「規制自己資本比率の要求水準未達成」の後の資本増強計画の提出・承認を経て、その計画に従って将来に資本の水準を回復する機会が与えられていたわけである。

以上のことを踏まえると、CrossLand社とHomestead社の監査人の対応の違いが生じたのは、CrossLand社には良いニュースがあるだけで悪いニュースはなかったが、Homestead社には良いニュースだけでなく悪いニュースもあったから、というのが考えられる1つの説明である。

III-2-2 同じ客観的状況のもとで監査人の対応が異なったケース(2) —Anchor社のケースとHomestead社のケースの比較

次に、ケース9のAnchor Savings Bank, FSB(以下、「Anchor社」とする)とケース10のHomestead社の組み合わせに注目してみよう。[表3]によると、この組み合わせについても、(1)規制自己資本比率が3つとも要求水準を達成しておらず、全てマイナスであった点、及び(2)資本増強計画の承認が得られてい

た点が同じであったが、監査人の対応は異なっていた。ここでも監査人の対応決定に影響を与える要因に違いがあったかどうかを確かめてみる必要がある。まず、1990年6月30日時点の財務諸表に対するAnchor社の監査報告書を見てみよう。

「財務諸表の脚注2に示されているように、1989年金融機関改革・救済・強制執行法(FIRREA)は、1989年8月9日に制定された。他の規定の中でもFIRREAは、1989年12月7日時点でAnchorを含む貯蓄金融機関に新しい資本要求を課している。Anchorはその時点での最低資本要求を満たしておらず、1990年6月30日時点での要求も満たしていない。資本要求を満たしていないことの結果として、Anchorは資本要求を達成するための戦略の概要を示す資本増強計画を貯蓄金融機関監督局(OTS)に提出することを求められた。要求される中間段階での資本目標も含めて、Anchorの計画は1990年4月19日にOTSによって承認され、財務諸表の脚注2に示されている。資本増強計画は、支店を売却する市場、利子率、そして事業全体の状況といった何らかの外部の状況や事象に依存しており、それらのいくつかは経営者のコントロールの範囲外であり、資本増強計画で考慮された何らかの取引の金額やタイミングに重要な影響を与え得るので、資本増強計画に示された中間段階での目標水準をAnchorが達成できるかどうかは不確定である。その他の資本増強計画の条件だけでなく、中間段階での資本目標を達成し、維持することができなければ、財務諸表の脚注2に示されているように、Anchorは広範囲の規制上の制裁を受けることになるであろう。現時点での達成状況及び資本増強計画を達成する過程で行使される規制上の行為に関わらず、課される可能性のあるあらゆる規制上の制裁の見込み、あるいはそのタイプは予測することができない。こうした規制上の制裁のリスクがあることと、規制上の行為がなされない保証がないことは、Anchorのゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。…」

Anchor社を巡る事実関係の概略については、[表4]を参照して頂きたい。

Anchor社の場合には、資本増強計画の承認がなされた(1990年4月19日)後に規制自己資本比率の要求水準を達成していない(1990年6月30日)という事態が生じている([資本増強計画の承認]⇒[期末時点での規制自己資本比率要求未達成])。こうした事実の流れは、Homestead社のケースと同じである。また、Anchor社の財務諸表の脚注2には次のように

記されている(1990年度Annual Report, source page 38)。

「累積的優先株式が未だに規制資本に該当する資本証券となっていないために、そして全ての支店の売却が当初予測した通りになされていないために、銀行(Anchor社のこと一筆者注)は、現時点で資本増強計画に従っていない。現時点までに、銀行はさもなければ資本増強計画の全ての中間段階での資本目標を達成してははずである。OTSはAnchor社に対して、資本増強計画に従っていないことが重大な違反になるとは通知していない…」

このようにAnchor社にも、資本増強計画の中間段階での目標水準未達成という事実があったことがわかる。この点もHomestead社と同じである。しかし、Homestead社の「資本増強計画の目標水準未達成」は、重大な「協定」違反をもたらし、同社の存続能力に重大な疑義を生じさせていた。一方Anchor社の方は、そうではなかった。「資本増強計画の目標水準未達成」という事実に起因して、その存続能力に重大な疑義が生じている旨の記述は、上に示した監査報告書にも財務諸表の脚注2にも見られない。この点に注目すると、その存続能力に重大な疑義を生じさせる原因となるような「資本増強計画の目標水準未達成」という事実(悪いニュース)は、Homestead社にはあったがAnchor社にはなかったということがわかる。

Homestead社とAnchor社には共通して「良いニュース」及び「資本増強計画の目標水準未達成」という事実があった。しかし、両社の監査人の対応が異なっていたのは、このような財政状態の違い—その存続能力に重大な疑義を生じさせるほどの資本増強計画の目標水準未達成があったか否か—を理由として、Homestead社の監査人の対応決定には「悪いニュース」が影響を与え、Anchor社の監査人の対応決定には「悪いニュースがないこと」が影響を与えていたから、というのが1つの説明として考えられるであろう。

III-3 その他のケースの検討—悪いニュースの有無を考慮して

III-2によると、金融機関の財政状態を捉える指標には、①規制自己資本比率の状況、②資本増強計画の承認の有無、の2つだけではなく、③その存続能力に重大な疑義を生じさせるような「資本増強計画の目標水準未達成」の事実があるかどうか、という指標があったことがわかる。この「悪いニュース」の有無は[表3]では考慮できなかったため、[表3]をより精

緻化した形で書き直すために、III-2では扱えなかったその他のケースについて、「悪いニュース」があったかどうかを調べる必要がある。この調査は、意見差控及び意見表明+説明区分が選択されたサンプル全体の状況を、それぞれどのように表すことができるかという問題に関わる重要な作業である。そこで、ケース3のGreat社とケース5のLandmark Savings Association（以下、「Landmark社」とする）を見てみよう。

III-3-1 Great社のケース

まず、ケース3のGreat社の1990年12月31日時点の連結財務諸表に対する監査報告書には次のように記載されている。

「添付された連結財務諸表は、銀行（Great社のこと—筆者注）がゴーイングコンサーンとして存続することを前提に作成されている。連結財務諸表の脚注2に示されているように、他の規定の中でも1989年金融機関改革・救済・強制執行法は、銀行を含む貯蓄金融機関に新しい資本要求を課した。1990年12月31日時点で、銀行は3つの規制資本要求の全て（有形資本、コア資本、リスクベース資本）を達成していない。銀行は、貯蓄金融機関監督局（OTS）に資本増強計画を提出し、それは1990年4月13日に受理され、規制資本の要求水準を達成するための計画の概略を示している。銀行は、その承認された資本増強計画に示された四半期の目標資本水準を達成できず、OTSによる様々な事業上の制約を受けるようになった。銀行は、OTSに改訂資本増強計画を提出し、それは1990年11月29日に承認された。OTSが改訂資本増強計画を承認することの条件として、銀行の取締役会（「役会」とする）は、1990年11月29日時点でOTSが閉鎖命令（Order to Cease and Desist（「命令」とする））を出すことに同意した。「命令」は、改訂資本増強計画に示されている事業活動の水準を含めた事業活動上の制約に従うこと、及びその計画の資本目標水準に従うこと…を要求している。「命令」は、その地区の長官の書面による事前の了承がなければ、改訂資本増強計画の重大な違反によって「命令」の重大な違反が生じることになるであろうと規定している。…1990年の第4四半期に被った損失を原因として、現時点で銀行には改訂資本増強計画と「命令」の両方について重大な違反が生じている。重大な「命令」違反があれば、銀行に対する財産保人あるいは管財人の指名…を含む様々な制裁をその裁量で課す権限がOTSに与えられる、ということが「命令」によって規定されている。

…規制資本要求を達成していないこと、及び改訂資本増強計画と「命令」の両方について重大な違反が生じていることによって、規制上の接収を含めた追加的な制裁が銀行に課されることになる。この状況…は、銀行のゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。…」²⁰

Great社の一連の事実関係の概略は、[表4]のようになる。そして大まかな事実の流れは、[改訂資本増強計画の承認]⇒[期末時点での規制自己資本比率要求未達成]⇒[改訂資本増強計画の目標水準未達成]となっている。Great社には、改訂資本増強計画の目標水準未達成という事実によって、その計画及び「命令」の重大な違反が生じており、その結果として同社の存続能力に重大な疑義が生じている。従ってGreat社については、Homestead社の場合と同じように「悪いニュース」が存在したということになり、この事実が監査人の対応決定に影響を与えていたと考えることができる。

一方、ケース3のGreat社とケース10のHomestead社については、興味深い問題がある。それは、①規制自己資本比率が全てその要求水準を達成していない、②資本増強計画の承認が得られている、かつ③その資本増強計画の中間段階での目標水準を達成していない点が同じであったにもかかわらず、両社の監査人の対応が異なっていた点である。この3点に注目すると、両社の監査人は[表1]の図式(B)に基づいて、ある財政状態のもとで意見差控（あるいは意見表明+説明区分）を選択できたにもかかわらず、監査人の側の何らかのインセンティブによって意見表明+説明区分（あるいは意見差控）を選択したという説明もできそうである。

しかし、AICPA（1992, 204）で「貯蓄組合が規制資本要求に従っていない場合、監査人はその資本不足の特徴と金額を考慮すべきである」と記されているように、金融機関の「資本不足の特徴と金額」が監査人の考慮対象になったと考えるのが自然であろう。ここでは、上の①～③のうちの①の「規制自己資本比率が全てその要求水準を達成していない」と判断する際に、その規制自己資本比率の具体的な水準に監査人が注目したのではないかと考えられる。

Great社の規制自己資本比率は、要求水準を達成していなかったが、その水準は全てプラスであった。一方、Homestead社の規制自己資本比率は全てマイナスであった。同じ規制自己資本比率の要求水準を達成していない状況でも、要求水準と具体的な規制自己資

本比率の状況に注目した上で、「資本がどの程度要求水準に不足しているか」が監査人の考慮対象になっていると考えられるので、ここでのGreat社とHomestead社の監査人の対応の違いを〔表1〕の図式(A)によって説明することは可能である。

III-3-2 Landmark社のケース

一方、ケース5のLandmark社の1990年12月31日時点の連結財務諸表に対する監査報告書には次のように記されている。

「添付された連結財務諸表は、組合(Landmark社のごと一筆者注)がゴーイングコンサーンとして存続することを前提に作成されている。連結財務諸表の脚注17に示されているように、他の規定の中でも1989年金融機関改革・救済・強制執行法(FIRREA)は、組合を含む貯蓄金融機関に新しい資本要求を課した。1990年12月31日時点で、組合は以前に貯蓄金融機関監督局(OTS)に提出された資本増強計画に示されたいくつかの中間段階での目標水準やその他の条件を満たすことができず、3つの規制資本要求の全て(有形資本、コア資本、リスクベース資本)を達成することができなかつた。組合は改訂資本増強計画を提出したが、それはOTSによって承認されるかどうかの決定が下されていない。改訂資本増強計画は、規制資本の要求水準を達成するための計画の概略を示している。資本要求を達成していないこと、及び以前に提出された組合の資本増強計画の中間段階での資本目標を達成することができなかつたことによって、組合には規制上の接収を含む制裁が課されることになる。この状況は、組合のゴーイングコンサーンとしての存続能力に重大な疑義を生じさせている。…」²¹⁾

Landmark社を巡る事実関係の概略は、〔表4〕のようになる。大まかな事実の流れは、〔資本増強計画の承認〕⇒〔期末時点での規制自己資本比率要求未達成〕⇒〔資本増強計画の目標水準未達成〕⇒〔修正された資本増強計画の提出〕のようになっている。また、監査報告書の記載によると、資本増強計画の目標水準未達成という事実はLandmark社の存続能力に重大な疑義を生じさせている要因だったことがわかる。つまり、Landmark社には「悪いニュース」があったわけである。そして、こうした「悪いニュース」は監査人の対応決定に影響を与えていたと考えることができる。

一方、Landmark社とケース10のHomestead社には、共にその存続能力に重大な疑義を生じさせるような「資本増強計画の目標水準未達成」という事実はあ

るが、Homestead社の方では資本増強計画の承認が得られ、Landmark社の方では資本増強計画の承認が得られていない。この点を見ると、形式的にはLandmark社の方がHomestead社よりも財政状態が悪かったということになりそうである。

しかし、Landmark社についての「資本増強計画の承認なし」とは、1991年2月27日に提出された「修正された資本増強計画(amended capital plan)」の承認が得られていないということである〔表4〕参照。一方Homestead社は、期末以前に資本増強計画が承認されていたが、期末後にLandmark社のような資本増強計画は提出されていない。そうだとすると、「新たな資本増強計画の提出あり・承認未定」のLandmark社と「新たな資本増強計画の提出なし」のHomestead社とを比較して、単純にLandmark社の財政状態の方が悪いということにはならないであろう。Landmark社については、期末時点以降、監査人の対応決定までの期間が短かつたために、提出はされたものの計画の承認が「未定」になっているに過ぎないのである。

一方、Landmark社の規制自己資本比率は要求水準を3つとも達成していなかつたが、その水準は全てプラスであった。しかし、Homestead社の規制自己資本比率は全てマイナスであった。悪いニュースについては共に存在し、資本増強計画の承認の有無という点では単純な財政状態の比較はできないが、Landmark社とHomestead社の監査人の対応の違いを規制自己資本比率の状況の違い(3つともプラスか、それとも3つともマイナスか)によって説明することも可能である。

III-4 結果の考察

本稿では、規制自己資本比率の状況と資本増強計画の承認の有無を監査人が共通に注目する事実として取り上げ、事例分析を行った。その中で特に考察が必要であったのは、ケース1とケース10及びケース9とケース10の組み合わせであった。なぜなら、これらの組み合わせは、①規制自己資本比率がマイナスである状況、②資本増強計画の承認が得られていた状況に監査人が注目していた点で、形式的には同じだったからである。しかし、CrossLand社の方には「良いニュースしかなかった」のに対して、Homestead社の方には、規制自己資本比率が資本増強計画の中間段階での目標水準を達成しなかつたという事実があり、この事実がHomestead社の存続能力に重大な疑義を生じ

させる原因となっていた。Homestead 社には「良いニュース」とともに「悪いニュース」もあったわけである。また、Anchor 社についても Homestead 社のような「悪いニュース」はなかった。CrossLand 社と Homestead 社の監査人の対応の違い、及び Anchor 社と Homestead 社の監査人の対応の違いを説明する1つの要因として、「悪いニュース」の有無という点を挙げるができる。また、この「悪いニュース」があったのはケース3の Great 社とケース5の Landmark 社であった。以上の点を考慮すると、[表3]は[表5]のように書き直されることになる。その上で、Great 社と Homestead 社 及び Landmark 社と Homestead 社を比較し、それぞれの監査人の対応の違いを説明する要因として、規制自己資本比率の状況の違い(3つともプラスか、それとも3つともマイナスか)を挙げた。

次に、意見差控及び意見表明+説明区分が選択された状況が、それぞれどのような形でまとめて記述できるのかという問題を考えてみよう。まず、意見差控を選択するにあたって監査人が注目している状況は、「3つの規制自己資本比率が全てその要求水準を満たしておらず、良いニュースがないか、良いニュースがある場合には悪いニュースもある状況」である。同様に、意見表明+説明区分を選択するにあたって監査人が注目している状況は、「3つの規制自己資本比率のうちの1つ(リスクベース資本比率)がその要求水準を満たしていない状況」である。良いニュースについては、ある場合もあるし(ケース1~3, 9) ない場合もある(ケース4~8)。また、悪いニュースについても、それがあある場合もあるし(ケース3, 5) そうでない場合もある(ケース1~2, 4, 6~9)。

このように、個別的なケースの組み合わせについてではなく、意見差控と意見表明+説明区分のサンプル全体で見ると、意見差控を選択するにあたって監査人が注目した状況は、意見表明+説明区分を選択する際に監査人が注目した状況とは「異なっている」ことがわかる。[表1]で示した図式で言えば、図式(A)の形で監査人の対応が説明できるのではないかということである。

一方、規制自己資本比率の状況について言えば、意見表明+説明区分がなされた状況では、コア資本比率と有形資本比率の要求水準を達成しているケースがあった(ケース4, 6, 8)。他方、意見差控がなされた状況では、どのケースも3つの規制自己資本比率の要求水準を達成していなかった。また、意見差控がなさ

れたケースでは、要求水準を達成してはいなかったがコア資本比率とリスクベース資本比率がプラスであるケースもあった(ケース13)。しかし、その他のケースでは規制自己資本比率は3つともマイナスであった。一方、意見表明+説明区分がなされたケースでは、規制自己資本比率が全てマイナスであったケース(ケース1, 9)もあった。しかしその他のケースでは、規制自己資本比率の要求水準を達成していない場合でも、その水準はプラスであった。こうした点を考えると、若干の例外はあるものの、意見表明+説明区分を選択するにあたって監査人が注目した状況を「悪い財政状態」だと位置づければ、意見差控を選択するにあたって監査人が注目した状況は、相対的に「著しく悪い財政状態」だと位置づけることができるだろう。

また意見表明+説明区分がなされたケースでは、資本増強計画が承認され、企業の存続能力に重大な疑義を生じさせるような「資本増強計画の目標水準未達成」という事実がなかったケースがある(ケース1~2, 9)。しかしこのような状況は、意見差控が選択された状況では見られなかった。この点に注目すると、意見表明+説明区分を選択するにあたって監査人が注目した財政状態と比べて、意見差控を選択するにあたって監査人が注目した財政状態は「悪い」ということになる。このように、以上までの分析によると、意見差控がなされる状況と意見表明+説明区分がなされる状況は、単に「異なっていた」というだけではなく、意見差控のなされる状況の方が意見表明+説明区分のなされる状況よりも財政状態が「悪かった」のではないかということがわかる。

IV 監査人の注目する財政状態とその対応の 相関性—意見差控概念の変容

本稿の目的は、企業の存続能力に疑義がある場合の意見差控及び意見表明+説明区分を選択するにあたって、監査人が注目する状況が同じであるのか、それとも異なるのかを確かめることであった。また、その状況が異なるのであれば、それぞれの状況が具体的にどのような形で統合化して記述できるのかについても検討した。監査人に認められる2つの対応のなされる状況が同じであるのか、それとも異なるのかという問題は、監査人の対応のあり方と密接に関わる重要な検討課題であった。しかし、監査人の対応を規定している SAS 59 では、意見差控及び意見表明+説明区分がなされる状況の違いが明確ではなかったため、本稿ではアメリカの金融機関を題材にして以上の問題を検討し

[表5] [金融機関の財政状態と監査人の対応との関係]—②

社名	コア資本比率	有形資本比率	リスクベ ース資本 比率	監査人の対応決定 時点での直近の資 本増強計画の承認 状況(良いニュー スの有無)	承認された資本増 強計画の中間段階 での目標水準の未 達成(悪いニュー スの有無)	監査報告書上 での監査人の 対応
1. CrossLand Savings, FSB (決算日 1990. 12. 31)	-1.67 (3.00)	-3.17 (1.50)	-1.71 (7.20)	承認あり	なし(※1)	①
2. Great American Bank, FSB (決算日 1989. 12. 31)	1.50 (3.00)	0.55 (1.50)	3.24 (6.40)	承認あり	なし	①
3. Great American Bank, FSB (決算日 1990. 12. 31)	1.13 (3.00)	0.37 (1.50)	2.74 (7.20)	承認あり	あり	①
4. AmeriFirst Bank, FSB (決算日 1989. 9. 30)	1.74 (3.00)	1.74 (1.50)	3.22 (6.40)	未定	—(※2)	①
5. Landmark Savings Association (決算日 1990. 12. 31)	2.94 (3.00)	1.18 (1.50)	5.77 (7.20)	未定	あり	①
6. Landmark Savings Association (決算日 1991. 12. 31)	3.39 (3.00)	1.70 (1.50)	7.03 (7.20)	却下	—	①
7. American Savings & Loan Associa- tion of Florida (決算日 1990. 12. 31)	2.04 (3.00)	0.26 (1.50)	5.42 (7.67)	未定	—	①
8. Old Stone Corporation (決算日 1991. 12. 31)	2.5 (3.0)	2.4 (1.5)	4.1 (7.2)	未定	—	①
9. Anchor Savings Bank, FSB (決算日 1990. 6. 30)	-0.20 (3.00)	-1.70 (1.50)	-0.45 (6.40)	承認あり	なし	①
10. Homestead Savings, A Federal Savings and Loan Association (決算日 1991. 12. 31)	-0.5 (3.0)	-0.5 (1.5)	-0.8 (7.2)	承認あり	あり	②
11. Altus Bank, FSB (決算日 1990. 12. 31)	-0.3 (3.0)	-1.8 (1.5)	-0.6 (7.2)	却下	—	②
12. Germania Bank, FSB (決算日 1989. 12. 31)	-0.59 (3.00)	-1.02 (1.50)	-0.61 (6.40)	未定	—	②
13. First Federal Bancorp, Inc. (決算日 1990. 6. 30)	0.93 (3.00)	-0.57 (1.50)	2.95 (6.40)	未定	—	②

①: 意見表明+説明区分 ②: 意見差控

※1: [表5]での「なし」とは、企業の存続能力に重大な疑義を生じさせるような「資本増強計画の中間段階での目標水準の未達成」という事実がない(つまり、「悪いニュース」がない)ことを指している。

※2: 悪いニュースがあるかないかを問題にするためには、承認された資本増強計画があることが条件である。そうした資本増強計画がなければ、そもそも悪いニュースが存在する余地がない。その場合を「—(該当なし)」で表している。

た。

本稿の個別的なケースの組み合わせの事例分析によって、最終的に①規制自己資本比率の状況、②資本増強計画の承認が得られていたかどうか(良いニュースの有無)、③企業の存続能力に重大な疑義を生じさせるような「資本増強計画の目標水準未達成」という事実があったかどうか(悪いニュースの有無)、という

3つの指標が導出された。個別的なケースの組み合わせについては、監査人の対応の違いを説明する要因として、悪いニュースの有無や規制自己資本比率の状況の違い(3つともプラスか、それとも3つともマイナスか)を挙げることができた。

また、サンプルが少ないことには注意する必要があるが、意見差控全体のサンプルについて監査人が注目

していた状況は、「3つの規制自己資本比率が全てその要求水準を満たしておらず、良いニュースがないか、良いニュースがある場合には悪いニュースもある状況」であった。一方、意見表明+説明区分全体のサンプルについて監査人が注目していた状況は、「3つの規制自己資本比率のうちの1つ（リスクベース資本比率）がその要求水準を満たしていない状況」であった。

このように、サンプル全体について意見差控を選択するにあたって監査人が注目した状況は、意見表明+説明区分を選択する際に監査人が注目した状況とは「異なっている」ことがわかる。そして、若干の例外はあるものの、意見差控がなされる状況は意見表明+説明区分がなされる状況よりも財政状態が「悪かった」のではないかと、ということがわかった。以上の分析は、限定的なサンプルのもとではあるが、SAS 59で認められている2つの監査人の対応の違いが、[表1]で示した図式(A)によって説明できるのではないかと示している。こうした本稿の結果は、企業の存続能力に疑義がある場合の監査人の対応のあり方を検討する上での1つの素材にもなるであろう。

今まで見てきたように、意見表明+説明区分と意見差控は、監査人の注目している財政状態に応じて選択された対応だということがわかる。このような捉え方をすれば、ここでの「意見差控」は、「財務諸表の適正性についての意見表明ができない場合（意見を形成するに足る合理的な基礎が得られない場合）に、監査人が意見を差控える」という形で説明されてきた従来型の「意見差控」とは明らかに異なっている。監査人が特定の財政状態に注目した結果選択される「意見差控」というのであれば、監査人が意見を形成するに足る合理的な基礎が得られていたか否かということは、問題になっていないと考えられるからである。むしろここでの「意見差控」は、一意見「差控」という用語に反して一自らの注目している財政状態に応じて選択される1つの判断という意味で「監査人の意見」とみなすこともできるのである。

しかし、意見差控あるいは意見表明+説明区分が異なる財政状態のもとで選択されるのだとしても、そもそも「ある財政状態のもとで、なぜ意見差控（あるいは意見表明+説明区分）が選択されることになるのか」という問題には、本稿の結果は何ら解答を与えていない。その意味で本稿は、監査人に認められる2つの選択肢を与件とした上で、その2つの対応がどのような状況のもとで選択されているのかという事実認識の問題を扱ったにとどまるのである。監査人の役割を

巡る広範な議論は今後に委ねたい。また、今後は金融機関に限らず他業種の場合も検証してみたい。

注

- 1) 例えば、蟹江(1998)、鳥羽(2000)、鳥羽・秋月(2000)、永見(1999)を参照。
- 2) 例えばMutchler(1985)は、問題企業(problem company)に条件付意見が出されるかどうかを決定するためのモデルを形成している。そのモデルの変数に、監査人に対するインタビューを通じて得られた「総負債に対する事業活動からのキャッシュフローの比率」、「流動負債に対する流動資産の比率」等の財務比率が取り入れられている(pp.671-677)。
- 3) LaSalle et al.(1996, 30)を参照。
- 4) LaSalle et al.(1996, 30-31)を参照。またKida(1980, 507)でも、ゴーイングコンサーン問題に関する限定意見を出さないまま会社が破産した場合に、投資家や債権者によって訴訟を起こされることを恐れて監査人が限定意見を出したり、限定意見を出した後も会社が存続し続けた場合にクライアントを失うことを恐れて限定意見を出さない状況が挙げられている。
- 5) ここでの図式(A)と(B)についてであるが、企業の抱える客観的な状況に違いがあるか否かにかかわらず、「何らかの監査人のインセンティブによってその対応が決まる」という説明は可能である。しかし、客観的な状況に違いがあり、それぞれの状況に注目して監査人が対応を決定したということが推定できるのであれば、そうした状況を「監査人のインセンティブによってその対応が決められた」と説明しなければならない理由はない。その場合には、「それぞれの客観的な状況に注目して監査人がその対応を決定した」と言えば十分だからである。従って、「監査人の側のインセンティブによって監査人がその対応を決定した」状況が、より純粋な形で表れるのは、ある特定の観点から見て企業の抱える客観的な状況が近似的に等しい場合に限られることになる。
- 6) 本稿では、「監査報告書に記載されている事項、及び監査報告書で参照されている財務諸表の脚注に記載されている事項」を、監査人がその対応を選択するにあたって注目する状況と考える。
- 7) 例えば、後に示す①Homestead Savings, A Federal Savings and Loan Associationの1991年度の監査報告書では、意見差控がなされていた。1992年10月に同社は管財人管理の状態になり、整理信託公社(Resolution Trust Corporation)が管財人として指名された(Homestead Financial Corporation, 1992年度Form 10-K, source page 1)。②また、1990年度の監査報告書で意見表明+説明区分がなされていたCrossLand Savings, FSB(Federal Savings Bankのこと)も、1992年1月23日に連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation(FDIC))を管財人とする管財人管理の状態になった(TETRA Technologies, Inc., 1992年度Form 10-K, source page 15)。
- 8) Kay and Searfoss(1993, 41-4-41-7)を参照。
- 9) ここでの「調整された」とは、規制自己資本比率の計算上、分子の規制自己資本の調整を行うことに対応して分母の総資産の調整を行うことを指している。
- 10) 以上については、CCH(1994, 645)を参照。また、リスクベース資本比率の最低資本要求水準は8%であるが、①1989年12月7日から1990年12月30日時点までの最低資本要求水準は $8\% \times 0.8 = 6.4\%$ 、②1990年12月31日から1992年12月30日時点までの最低資本要求水準は

- 8%×0.9=7.2%である(CCH(1994, 645)).
- 11) United States Statutes at Large(1991, 290-293)を参照.
 - 12) 以上については、OTS(1990)のBackground, Acceptable Capital Plan, Capital Exemption, Disclosure Requirementsの中のContents of the Capital Planを参照.
 - 13) 早稲田大学所蔵のSEC ONLINEによると、1990年版が80社、以下91年版から94年版まで順に79社、74社、77社、67社であった。また、96年版から97年10月版まではそれぞれ30社、10社であった。一方、1995年版のSEC ONLINEは2種類あり、その中身は異なっていた。そのため両方のSEC ONLINEを調査したところ、1つは所蔵会社数が41であり、もう1つは所蔵会社数が38であった。そのうちの少なくとも一方に所蔵されている会社数は44であった。以上を合計すると461社になる。
 - 14) 例えば、The Dime Savings of New York, FSBの1990年12月31日時点でのコア資本比率、有形資本比率、リスクベース資本比率はそれぞれ4.25%(3.00%)、4.18%(1.50%)、7.04%(7.20%)であった(以下、括弧内はそれぞれの規制自己資本比率の最低資本要求水準を表すことにする)。この時の監査人の対応は無限定意見であった。また、The Washington Savings Bank, FSBの1991年7月31日時点でのコア資本比率、有形資本比率、リスクベース資本比率はそれぞれ5.87%(3.00%)、5.87%(1.50%)、18.06%(7.20%)であった。この時の監査人の対応も無限定意見であった。
 - 15) doubtに“*”をつけるのは、監査報告書の中には「重大な疑義」が“substantial doubts”という形で表されているケースがあり、こうしたケースも検索するためである。
 - 16) 本稿では、規制自己資本比率の状況及び資本増強計画の有無を財政状態の指標として取り上げたため、これらの状況がわからない金融持株会社のケースを除くことになった。しかし、金融持株会社の存続能力に疑義がある場合の意見差控や意見表明+説明区分がなされているという事実はある。従って、金融持株会社のケースを含めたより広範な分析は今後の課題としたい。
 - 17) [表3]のケース6のLandmark Savings Associationの資本増強計画が却下されたのは、1991年5月であったが、資本を十分に増加させるための「資本増強指令(capital directive)」が1991年6月26日にOTSから出されている(1991年度 Annual Report, source page 47)。また、ケース11のAltus Bank, FSBについても、資本増強計画は1990年8月24日に却下された。しかしその後の1990年10月2日に、同社の事業活動に追加的な制約を課す「同意協定(Consent Agreement)」を同社の取締役会がOTSと締結している(1990年度 Form 10-K, source page 103-104)。このように、資本増強計画が却下されたケースでも、OTSによって即座に管財人や財産保全人が指名されるわけではない。従ってこれらの事例では、「資本増強計画の却下」という事実が、その金融機関を「存続中止」に至らせる決定的な要因ではないことを示唆している。
 - 18) [表4]は、CrossLand社とHomestead社の監査報告書や財務諸表の記載に基づいて作成している。他社についても同様である。
 - 19) 本稿の「悪いニュース」の有無という財政状態の指標は、先行研究のCarmichael and Pany(1993, 51)に示されている考え方には見られなかったものである。そこでは次のように記されている。
「貯蓄貸付機関に対する現在の資本要求は1989年末に採用され、有形資本、コア資本、そしてリスクベース資本について異なる要求水準を規定している。それに応えていくつかの監査法人は、極度のゴーイングコンサーン問題がある場合に、貯蓄貸付機関に対して意見差控を出

- す特定の報告基準を採用してきた。極度のゴーイングコンサーン問題とは、有形資本のテストを満たしておらず、有形資本がゼロ未満であり、そして資本増強計画が貯蓄金融機関監督局によって承認されていない状況、あるいは貸借対照表日後の年度に資本増強計画を達成できる見込みがない状況として定義される。これと同じ状況で、承認された資本増強計画があり、1年以内にその計画に従うことのできる見込みのある貯蓄貸付機関は、無限定意見の後にゴーイングコンサーンに関する説明区分が付された監査報告書が出されるであろう。…」
- 20) また、Great社の連結財務諸表の脚注2では次のように記されている(1990年度 Form 10-K, source page F-16)。
「…主としてこれらの予期していなかった追加的な損失と損失引当金のために、Great Americanの有形資本、コア資本、そしてリスクベース資本は1990年12月31日時点でそれぞれ38.2百万ドル、116.7百万ドル、そして227.6百万ドルであり、改訂資本増強計画に示されたその時点での目標水準を、それぞれ123.8百万ドル、128.4百万ドル、そして155.4百万ドル下回っていた。従って、Great Americanには現時点で資本増強計画と「命令」の両方について重大な違反が生じている。」
 - 21) また、Landmark社の連結財務諸表の脚注17では次のように記されている(1990年度 Form 10-K, source page 89)。
「Landmarkは、FIRREAに示された資本基準を、それが施行された時点で達成していなかった。結果として1989年12月にLandmarkは資本増強計画を提出し、それは1990年3月にOTSに承認された。その計画をOTSが承認するにあたっての条件の1つは、四半期及び年間の資本改善目標を達成することをLandmarkに要求していた。1990年の第4四半期に認識された貸出金と投資有価証券の損失引当金のために、Landmarkはコア資本と有形資本の改善目標のうち、その計画の第4四半期の最低限の目標である75%も、年次目標の90%も達成しなかった。それぞれの結果はその計画の重大な違反だと考えられる。」

参考文献

American Institute of Certified Public Accountants(1988), Statement on Auditing Standards No. 59 (SAS 59), *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, 1988.

AICPA(1992), American Institute of Certified Public Accountants, *Audits of Savings Institutions—With Conforming Changes As of May 1, 1992* (Audit and Accounting Guide), 1992.

Blacconiere and DeFond(1997), Blacconiere, Walter G. and DeFond, Mark L., “An Investigation of Independent Audit Opinions and Subsequent Independent Auditor Litigation of Publicly-Traded Failed Savings and Loans,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 16, No. 4, Winter 1997.

Carmichael(1972), Carmichael, D.R., *The Auditor's Reporting Obligation—The Meaning and Implementation of the Fourth Standard of Reporting*, Auditing Research Monograph No. 1, AICPA, 1972.

— and Pany(1993), Carmichael, D.R. and Pany, K., “Reporting on Uncertainties, Including Going Concern,” *The Expectation Gap Standards—Progress, Implementation Issues, Research Opportunities*, Proceedings of the Expectation Gap Roundtable, AICPA, 1993.

CCH(1994), CCH Business Law Editors(CCH), *Office of Thrift Supervision—Laws and Regulations*, 1994.

- Kay and Searfoss (1993), Kay, Robert S. and Searfoss, D. Gerald, *Handbook of Accounting and Auditing, 2nd ed., —1994 Update, with Cumulative Index*, Prepared by Minter, Frank C., 1993.
- Kida (1980), Kida, Thomas, An Investigation into Auditors' Continuity and Related Qualification Judgments, *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, No. 2, Autumn 1980.
- LaSalle et al. (1996), LaSalle, Randall E., Anandarajan, Asokan and Miller, Allie F., "Going Concern Uncertainties: Disclaimer of Opinion versus Unqualified Opinion with Modified Wording," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 15, No. 2, Fall 1996.
- Mutchler (1985), Mutchler, Jane F., "A Multivariate Analysis of the Auditor's Going-Concern Opinion Decision," *Journal of Accounting Research*, Vol. 23, No. 2, Autumn 1985.
- OTS (1990), Office of Thrift Supervision, Thrift Bulletin 36 a, *Guidelines for FIRREA Capital Plans, Exemptions, and Exceptions*, 1990.
- United States Statutes at Large (1991), *United States Statutes at Large—Containing the Laws and Concurrent Resolutions Enacted during the First Session of the One Hundred First Congress of the United States of America 1989 and Proclamations, Volume 103 in Three Parts, Part 1, Public Laws 101-1 through 101-162*, 1991.
- 蟹江 (1998), 蟹江 章, 「企業の存続能力に関する情報と監査報告書の役割」, 『会計』, 第 153 巻第 4 号, 1998 年 4 月.
- 鳥羽 (2000), 鳥羽至英, 『財務諸表監査の基礎理論』, 同元書房, 2000 年.
- 鳥羽・秋月 (2000), 鳥羽至英・秋月信二, 「監査理論の基調—監査人の認識(九):「情報提供」の理論—」, 『会計』, 第 157 巻第 4 号, 2000 年 4 月.
- 永見 (1999), 永見 尊, 「個別の未確定事項とゴーイング・コンサーン問題の峻別」, 『産業経理』, 第 59 巻第 2 号, 1999 年 7 月.